

2011年8月24日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第186号)

中国人民銀行、 人民元建てクロスボーダー貿易決済を全国に拡大 ～人民元の国際化を後押し～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は昨日、公式ホームページ上に『人民元建てクロスボーダー貿易決済地区を拡大することに関する通達』(以下、『通達』)を公布し、従来は中国国内の20省・直轄市・自治区に限定されていた人民元建てクロスボーダー貿易の試行地域を全国に拡大する旨、発表いたしました。

中国政府は2009年7月、上海市および広東省4都市(深セン、広州、東莞、珠海)において人民元建てクロスボーダー決済を試験的に導入。試行当初、人民元建て決済を実施できるのは上記5都市において関連当局の認可を受けた一部企業のみで、国外対象国も香港・マカオ、ASEAN諸国に限られていたほか、決済項目も貨物貿易に限定されていました。しかし2010年6月、中国人民銀行は大幅な規制緩和措置を発表。中国国内の試行地域を20省・直轄市・自治区まで増加したほか、国外対象地域も全世界に拡大すると決定しました。さらに輸出貨物貿易以外の経常項目に係る取引であれば、試行地域内で貿易を行っている企業すべてに開放する旨、明確にしました。

2011年に入り、中国政府は第12次5ヵ年計画や政府活動報告において、人民元の貿易・投融資における使用を拡大すると明記。また2010年6月の規制緩和措置以降、人民元建てクロスボーダー貿易決済の金額、規模が急速に増加。これを受け、中国人民銀行も継続して人民元建てクロスボーダー決済に係る政策を遂行するため、その一環として、人民元建てクロスボーダー決済の試行地域を全国に拡大する方針を挙げていました¹。さらに今月17日に香港を訪問していた李克強副首相が表明した中国－香港間の経済融合政策においても、人民元建てクロスボーダー決済の試行地域を全国に拡大する旨、明言しました。

『通達』による新たな措置は4点(次頁の図表1参照)。人民元建てクロスボーダー貿易決済の試行地域を全国に拡大することを明確化したほか、新規追加の11省・自治区においても、輸出貨物貿易については、従来の試行地域と同様、関連政府の選定を受けた試行企業のみ実施可能である旨、規定しています。

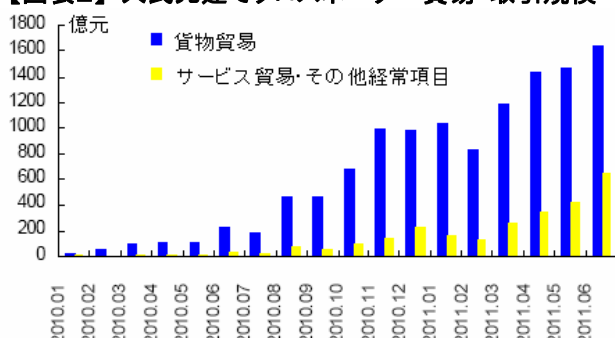
¹ 2011年3月2日の中国人民銀行による発表など。下記URL参照。

http://www.pbc.gov.cn/publish/hanglingdao/53/2011/20110302182752116769650/20110302182752116769650_.html

【図表1】『通達』による規制緩和措置

- 人民元建てクロスボーダー貿易の試行地域に、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省(自治区)を追加し、試行地域の範囲を全国に拡大。
- 新規追加の11省・自治区の企業は、関連規定に基づき、人民元建てで輸入貨物貿易、クロスボーダー・サービス貿易およびその他の経常項目に係る決済が実施可能に。
- 従来、黒竜江、吉林、新疆、チベットにおける輸出貨物貿易に係る決済は隣接国との指定港における一般貿易・辺境小額貿易のみ認められていたが、『通達』ではその制限を撤廃。上記4省・自治区において関連当局の認可を受けた試行企業は関連規定に基づき、輸出貨物貿易に係る人民元建て決済業務が実施可能に。
- 新規追加の11省(自治区)および吉林、黒龍江、チベット、新疆の関連当局は、輸出貨物貿易人民元決済試行企業の選定業務を実施。選定を受けた試行企業は輸出貨物貿易に係る人民元建て決済、および輸出貨物に係る税還付(免税)政策の享受が可能。

【図表2】人民元建てクロスボーダー貿易 取引規模



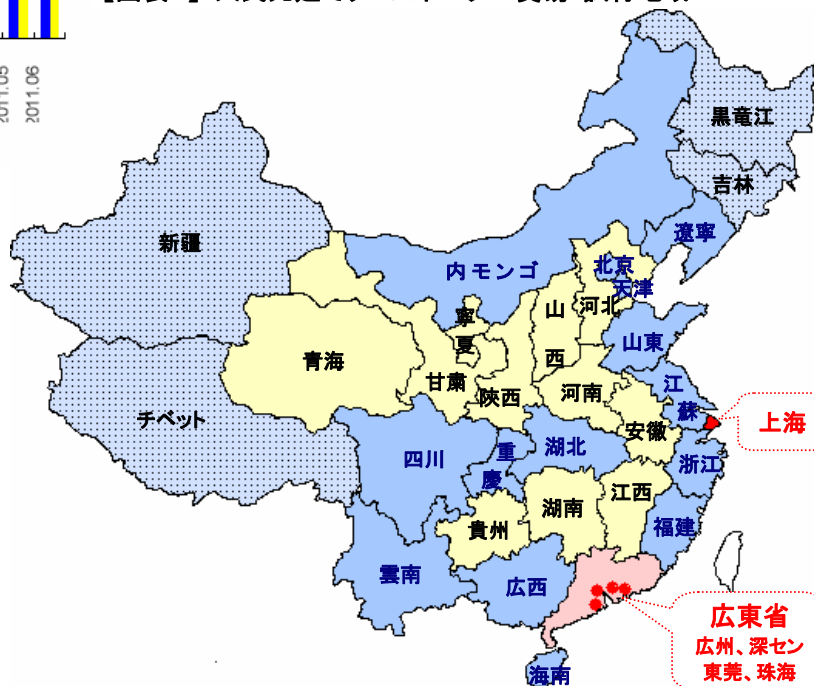
データ出所: 中国人民銀行

この度の『通達』の公布により、中国国内の全地域において人民元建てクロスボーダー決済が可能となったことから、人民元建て決済の増加に拍車がかかるのではないかと推察されます。ただし輸出決済に関しては従前同様、試行企業管理制度が継続される見通しであるため、留意が必要です。

『通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および4ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入力次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行の発表によると、2011年上半期の人民元建てクロスボーダー貿易の決済額は累計、9,575億7千万元に達し、前年同期比13.3倍の規模まで増加したとのことです(取引規模の詳細は図表2参照)。

【図表3】人民元建てクロスボーダー貿易 試行地域



【第一期試行地域(地図の赤色部分) 2009年7月認定】

上海市
広東省(深圳、広州、東莞、珠海⇒広東省全域へ)

【第二期試行地域(地図の青色部分) 2010年6月認定】

北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆の18省・市・自治区を追加(黒竜江、吉林、新疆、チベットにおける輸出貨物貿易に係る決済には一部制限があったが、2011年8月以降、その制限を撤廃)

【第三期試行地域(地図の黄色部分) 2011年8月認定】

河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、青海、寧夏の11省・自治区を追加、人民元建てクロスボーダー貿易決済の試行地域を全国に拡大

『人民元建てクロスボーダー貿易決済地区を拡大することに関する通達』

企業のクロスボーダー人民元業務の実需を満たし、人民元建て決済の貿易および投資に係る利便化の促進機能をより一層発揮させるため、ここに人民元建てクロスボーダー貿易決済地区の拡大に関する問題について以下のよう

に通知する：

1. 人民元建てクロスボーダー貿易地区に、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省(自治区)を追加し、地区の範囲を全国に拡大する。
2. 上述の新たに追加された11省(自治区)の企業は、『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)の規定に基づき、人民元建てで輸入貨物貿易、クロスボーダー・サービス貿易およびその他の経常項目に係る決済を行うことができる。
3. 吉林省、黒龍江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の試行企業は『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法』に基づき、国外の国・地域の企業と輸出貨物貿易に係る人民元建て決済業務を実施することができる。
4. 『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法』第4条の関連に基づき、上述の新たに追加された11省(自治区)および吉林省、黒龍江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の人民政府は、当地の関連部門による輸出貨物貿易に係る人民元建て決済試行企業の推薦、および中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀協業監督管理委員会による審査に協力しなければならない。審査・選定を受けた試行企業が人民元を使用して決済を行う輸出貨物貿易は、関連規定に基づき輸出通関手続を行った場合、輸出貨物に係る税還付(免税)政策を享受することができる。

人民元建てクロスボーダー貿易決済を実施する省(自治区)の関連部門は、『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法』等の関連文書の要求に基づき、積極的に関連業務を遂行し、人民元建てクロスボーダー貿易決済の順調な展開を保証しなければならない。

【 解説・日本語仮訳 ： みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

《关于扩大跨境贸易人民币结算地区的通知》

为满足企业对跨境人民币业务的实际需求，进一步发挥人民币结算对贸易和投资便利化的促进作用，现就扩大跨境贸易人民币结算地区的有关问题通知如下：

- 一、 跨境贸易人民币结算地区增加河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、贵州、陕西、甘肃、宁夏、青海省（自治区），地区范围扩大至全国。
- 二、 上述新增 11 个省（自治区）的企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第 10 号）规定，以人民币进行进口货物贸易、跨境服务贸易和其他经常项目结算。
- 三、 吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的试点企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》与境外国家和地区的企业开展出口货物贸易人民币结算业务。
- 四、 按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第四条有关规定，上述新增 11 个省（自治区）和吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的人民政府应协调当地有关部门推荐出口货物贸易人民币结算试点企业，并报送人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会审核。经审定后的试点企业使用人民币结算的出口货物贸易按照有关规定办理出口报关手续，享受出口货物退（免）税政策。

请开展跨境贸易人民币结算的省（自治区）有关部门，按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》等有关文件要求积极做好相关工作，保证跨境贸易人民币结算工作顺利进行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。